

「第三者評価」など最近の動向

代表 新津ふみ子

メイアイヘルプユーの設立の主旨は「福祉現場の応援」です。その一つの方法、事業として「第三者評価」を実施してきました。全国に先駆けて平成12年から実施し、平成18年3月末現在138件になりました。会員の皆さんに最近の状況を伝え、6年目を迎えた弊法人の今後の方向を考える機会にしたいと思います。

まず、第三者評価の動向と実施状況です。厚労省社会・援護局から「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」が初めて出され、全国での取り組みが期待されました。しかし、第三者評価の必要性や価値の周知には至らず、自治体レベルでは、東京都など少数の都市で取り組まれただけでした。このような状況から、第三者評価の実施を推進するため、平成15年から3年間にわたり、都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進体制を整備するため「第三者評価機関育成支援事業」などを実施し、第三者評価基準ガイドライン（評価項目や評価の着眼点）の策定や評価調査者の研修を実施してきました。その結果、平成18年3月現在、全国に評価推進機構の設置は39都道府県であり、今年度中には全国に設置されます。また、第三者評価の実施状況は、グループホームの外部評価を除き、道府県が把握している件数は300件（全社協の調査）であり、東京都は17年度、すでに1136件の公表があります。ちなみに東京都の評価機関は平成18年4月現在、126機関です。

平成18年から実施される「介護サービス情報の公表」（厚労省・老健局）は、利用者のサービスの選択に資することを目的に、事業者の責任で義務として自前のサービス情報を公表するというものであり、情報の公表にあたり必要となる手数料は事業者負担です。その手数料は、最も高い費用は鹿児島県で72400円（施設系）で、安いのは滋賀県の36500円（居宅介護支援）と公表されています。公表に際し都道府県は調査を指定機関などに委託しますが、その費用は一サービスにつき、都道府県やサービスの種別によって違いがありますが、25000～60000円です。ちなみに、弊法人は指定機関にはなれませんでした。その理由は、一応応募はしたのですが実施予定件数（弊法人として実施可能な件数）が東京都が検討した件数より少ないということでした。沢山の件数を実施できなければ、事務手数料が嵩むだけという東京都の見解は理解できます。新しい制度であり経験してみるという意図で応募をしたので、むしろ指定機関として該当しなかったことに対する残念感は特になく、第三者評価に全力を注ぐという方向を確認しました。会員の中には介護サービス情報の公表の調査員になっている人もいます。活動の実際や課題などを報告して頂く機会を是非つくりたいと思います。

このような経過の中、第三者評価に関し新しい動きがあります。地方からの評価依頼が7事業、更に10事業ほどの確実な打診があります。今後東京都での評価実施予定もあり、現在の弊法人の力量ではこなさきれないでしょう。評価を依頼してくる法人の意向を要約すると、「介護サービスの情報の公表の内容では活動の現状はつかめず、サービスの質を向上させるための評価としては使えない」

「職員の参加を含め法人が一丸となって取り組むには第三者評価のプロセスが重要である」「実績のある（厳しい）メイアイの評価を期待する」「信頼できる人にメイアイを紹介された」などです。

また、第三者評価が全国的に実施されだしている一つの兆しでしょうか。都道府県の評価推進機構から評価調査員の研修依頼が、現在3箇所です。それに加え講演依頼などもあります。第三者評価の浸透には、評価機関の力量と信頼が大きく影響します。弊法人の経験を全国に提供したいと頑張っているところです。

このような状況を、第三者評価の必要性和価値が理解されてくる兆しと見ています。この兆しを本物にすることが弊法人の設立の主旨の実践です。そのためにも、会員の皆さんが事業に参加し、力量を発揮して頂く機会と仕組みを作ることが課題です。実現のためのいい知恵がなかなか浮かばず困っています。メイアイの事務所に足を運んでください。矢沢永吉流に「そこそこ よろしく」。

事務局報告

—第三者評価実施状況—

障害者自立支援法の施行を受けて、18年度の東京都の第三者評価は、これまで対象としてきたサービス種別を一部この秋まで凍結し、39サービスを対象とすることとしてスタートしました。法人では、青森県内の事業所の評価を皮切りに鳥取、長野、石川、岡山、新潟と東京都外での評価依頼が来ています。都外の事業所の評価には、東京都版の手法と場合によってメアイ版の手法を織り交ぜて実施し、できるだけ、近在の会員の方々の参加を考えて実施しています。一方、東京都の評価も既に問い合わせや依頼がきており、昨年より早めの評価期到来の観があります。メンバー繰りが難題ですが、法人設立

の理念「現場の後押し」の実現を常に念頭に頑張っています。評価の質を落とすことなく継続実施できる体制づくりが恒常的な課題です。

17年4月から18年3月末までの間は、34事業所（内東京都26）の評価を実施しました。都外は、北海道・新潟・鳥取県です。鳥取県内にある法人からは、鳥取県の認証評価機関としての資格を得るようにお勧めがりましたが、ちょうど都内の評価で手一杯の時期と重なり、認証手続きは断念しました。また、本年4月以降、東京都外の自治体や社会福祉協議会から評価者養成研修の講師派遣や企画のお問い合わせが頻回にあることも昨今の動きです。

会員の声から

今回は皆様の声が沢山あり
2ページつづきです

“暗中模索”

七尾市地域包括支援センター長 北山達朗

地域包括支援センターという制度をどうしたら良い方向に向いていくのだろうかそんな思いを持ちながら、あっという間に1日が過ぎてしまいます。4月から地域包括支援センターを社会福祉

協議会として受託し、実施することになり、介護支援専門員としての介護保険プランの移行や制度導入の準備などわからない部分が多岐にわたる前にも進めたい状況でした。介護保険制度が導入された、2000年にもこのような状況にあったと思います。ただその時と比べて違っているのは、介護保険制度が導入された時は、何も無いものから作り出す苦労があったように思います。しかし今回の介護保険制度の改正は、あるものを違う形に作り変えるという苦労があるように思っています。特に要支援1・2の導入によって始まった新予防給付については、介護予防するために関わっていくことは大切だと思いますが、実施していく具体策がどうなのかを利用者や提供者が十分にイメージできないままにスタートしてしまった感があります。またその介護予防の中心となる地域包括支援センターも総合相談やネットワークの構築、権利擁護、ケアマネ支援、要支援者への支援体制など、新予防給付も含めて幅広く事業を展開していくための制度であるのに、現状では、新予防給付のプラン作成に注目がいってしまっています。

(つぎへつづく)



こなみのコーナー

(徒然なるままに…)

先月まで、事務局で職員としてお世話になりました大坪です。これまでは会報を作成する側でしたが、今回は会員として寄稿させて頂くことになり、原稿を考えるのは思ったより大変だと、過去に原稿を書いて頂いた皆様に改めて感謝しております。考えた挙句、一番身近なテーマで記事を書くことにしました。我が家は厚木基地の飛行ルートに当てはまり、空を見上げるとすぐ真上を米軍戦闘機がしばしば通ります。朝は鳥の鳴き声…ではなく爆音で目が覚め、ほぼ一日中、鳴り止むことはありません。越してきた当初は「この先、暮らしていけるのか…」と不安でしたが、人間の適応力とは素晴らしいもので、今ではテレビの音が聞こえないことも、爆音の度に家が揺れることにもすっかり慣れてしまいました。近頃、山口県の岩国基地への移転話を聞きましたが、ちょっと寂しいかも？と思った自分に正直、びっくりしています。

大坪こなみ



(前ページの・・・北山氏の苦悩のつづきです)

それは、居宅介護支援事業所のケアマネが担当できる件数(一人8件)や、報酬(4,000円)などによって、受入を制限しなければならないことになり、居宅側では、介護保険と介護予防併せて39件の枠で考えなければならないことから、介護予防を受けない事業所が多く出てきました。包括支援センター側では、基本情報、基本チェックリスト、支援計画表作成において初期段階で決めたアセスメントもないままに本人・家族の意向、課題を聞きだす必要があることと、フォーマルサービスでは支援しきれない部分をインフォーマルサービスで対応しなければならないにもかかわらず、いざ支援体制を考えた時にカバーしきれないという現実も出てきて、これらの少ない情報の中で支援計画表を作成することが非常に時間と労力がかかっている現状です。それがより進行を遅らせ、担当者の心労となっています。

こうしたプラン作成だけではなく、事業所と包括支援センターとお互い導入時期ということもあり運営する面で混乱しています。例えば利用者との契約の場合、事業者に委託した時はどのように結ぶかなどは、包括支援センターと委託事業所、包括支援センターと利用者、委託事業所と利用者がそれぞれ契約する場合の内容についても行政と社協が協議しながら作成することもあり、時間がかかってしまいました。また給付管理し国保連に伝送するデータを委託した事業者からどのようにもらうのか。サービスを提供する事業所によっては、少ない件数に対してソフト導入しておらず手書きの「利用票(7表)」「利用票別(8表)」を作成しなければならず。地域包括支援センターとして作成したものを必要な委託事業所に配布したりしています。その時々で問題が発生した事に対して、対処していくという状況です。

支援計画表の作成においては、包括支援センターが意見を述べ記入後に利用者の確認と記入押印ということから、包括支援センターの職員がケースを判断できる情報の集約的確な意見を伝えるために時間がかかってしまい、より流れが遅くなっている現実があります。

それ以外にも今まで実施してきた在宅介護支援センターの業務にあった地域への定期訪問活動の継続に関しても地域包括が直接実施するのではなく、地域のインフォーマルサービスなどを利用しながら見守り訪問の支援ができるような対策を行っていかなければならないなど、サービスを継続的に提供できるような調整が必要となってきています。

このような状態の中で主役である高齢者においては、事業者以上に混乱が出てきています。介護保険制度から介護予防(要支援1・2)の対象となったことから、今まで馴染んできたケアマネが変わり、サービス内容も変わってきていることから、本来ならば要介護者から要支援者になったことで身体状態が良くなったと判断すべきところを、介護サービスの利用回数や利用度が減って受けられなくなった、悪くなったと逆に残念がる利用者がいます。また今まで関わったケアマネが変わって介護予防の担当者(包括支援センター)になって支援が後退した、サービスが使えないのは担当者の責任であるなど、制度とサービス利用内容の違いなどを理解していないことから初タイプに考えてしまう人があるのです。

こうした状況を踏まえて、利用者を訪問するときは、よりコミュニケーションを大切にしながら本人が合意できる方向性を話し合いながら、信頼関係を作らなければならないと感じています。初タイプにならず今できている事の喜びを見つけ、サービスだけにたよることなく自分の周辺にある環境や情報を利用しながら生きがいのある日々を過ごせる支援をできるようにしていきたいと思います。



介護保険の改正による予防支援体制の確立がスムーズに進めるためには、地域包括支援センターが機能するか、しないかにかかっていると感じています。現場関わっていて、利用者が不安にならないよう、意向を聞きながら、支援者として近い存在として意識してもらえよう工夫しながら、実施していきたいと思います。

皆様の自治体では、高齢者保健福祉計画と介護保険計画を「介護予防」を通して一体化した計画ができましたでしょうか！？

高齢者保健福祉計画等とその実践なくしては、介護予防の成果あがりません。暗中模索の地域包括支援センターは、介護予防の拠点として活動使命があり注目されています。皆様もご存知のように、介護予防のうち介護保険制度でカバーする範囲としてはっきりしているのは、地域支援事業と予防給付です。その予防給付に成功報酬が打ち出されたということは、ますます地域支援事業をはじめとしてその具体的な考え方・進め方については、それぞれの保険者、いわゆる自治体に委ねられたということです。

制度は変わるものです。

保険給付も変わるものです。

今後社会保障制度改革がすすめられ、社会保障全般がこれから変わる中で、今回創られた制度も変わるのです。謳われているのは「予防重視型システムへの転換」です。その象徴として「介護予防」が打ち出されているだけで、介護予防重視型システムではありません。現場は、本当にどこも大変です。しかしながら、介護予防ケアプランの作成に翻弄されている皆様？不足の地域サービスはありませんか？地域のネットワークづくりはできていますか？地域を見据えていますか？…… 存続し続ける地域包括支援センターは、地域のネットワークの拠点となるものなのです。介護予防ケアプランセンターではありえないのです。

結論！！今、暗中模索をしていないと駄目だということです。その成果はこれからです。

匿名 某行政職員

—事務局近況—



法人の立ち上げ以来、私たちの活動を支えてくれた大坪（旧姓新津）こなみさんがこの5月4日で退職となりました。開設以来、陰の事務局長としての存在に事務局長も代表も大いに支えられ甘えてきた感がありますので、痛手であることは否めません。しかし、現在、事務局は人生の達人の方々のご協力により、新たな布陣で歩み出しています。前任者の仕事の引き継ぎに一日も早くなれてもらうことやパンフレットのリニューアル、早々と始まった18年度第三者評価の帳票作りと、着々と仕事をこなしてもらっています。近郊にお越しの節は、お立ち寄りください。

事務局長 要 厚子

めいあいこれまでのあゆみ

平成11年8月に設立総会を開催し、平成12年2月に東京都でNPO法人の設立登記を完了、活動を始める。設立から現在まで介護サービスの第三者評価事業(モデル実施→本格実施)を中心として、その他研修、コンサルティング、調査研究等の事業を実施している。5月31日現在の会員数は、個人会員98名、団体会員1社

特定非営利活動法人メイアイヘルプユー会報

発行人：新津 ふみ子

〒141-0031東京都品川区西五反田2-31-9シーバード五反田401

TEL:03-3494-9033 FAX:03-3494-9032

E-mailアドレス：meiai@smile.ocn.ne.jp

HPアドレス：www12.ocn.ne.jp/~meiai

お天気が定まらない毎日ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか？やはりこの4月の制度改革によって“暗中模索”の日々でしょうか？真面目なメイアイの会員の皆様！！真面目な編集委員たちは怒涛のような毎日です。編集会議もままならないくらいに。はっきりしない、よくわからない介護予防のことでアーでもないコーでもないといわれながら…。(でも心配なさらなくて、しっかり編集会議はしましたヨ、白金で!!)介護予防は何処へ向かっているのかニャー。わかっているのかニャー。まだまだ変わるようだニャー。うま〜くチェンジアップをしていかないとニャー。いつも本質をみきわめることが大事、そしていつも前向きにGO。

IZUMI YAMAMOTO